

住民自治リフレッシュプロジェクト 各ワーキンググループ 検討状況

ワーキンググループ名	(1) 住民自治協議会に関する市民への周知
担当課	地域活動支援課
依頼事務名など	住民自治協議会から提案のあった取組
依頼事務の概要	—
主な課題・論点	<ul style="list-style-type: none">◆ 住民自治協議会、区や自治会の活動の認知度が低い◆ マンション等への転入者への区や自治会等への加入促進が必要 ※転入者への区や自治会への加入促進については、WGとは別にアゲイン跡地の大規模マンション建設の関係で、第五地区 北石堂町区と協議し先行して転入者向けのチラシを作成済み(住民自治連絡会議全体会にて住民自治協議会に周知済み。)◆ 行政として(も)責任を持って住民自治協議会等を市民に周知すべきではないか。

長野市へ転入される皆様へ

区・自治会のご案内

身近な
支え合い

災害への
備え

生活環境
の整備



長野市は、地域住民の皆様と協力し合い「暮らしやすいまちづくり」を目指しています。そのため住民自治活動組織を「区」・「自治会」と呼んでおり、住民の皆様の日常生活に最も身近な住民同士の集まりです。

区や自治会ではこんな活動をしています

01 安全・安心

- ・ 防犯灯の設置、管理
- ・ 災害に備えた避難訓練や助け合い活動（自主防災会活動）

02 地域福祉

- ・ 近所の高齢者が集う「お茶のみサロン」の開催
- ・ 高齢者などの見守り活動

03 環境美化

- ・ ごみ集積所の管理
- ・ 道路や公園等の美化活動の推進

04 親睦行事

- ・ 住民相互の交流と親睦に関する行事
- ・ 神社のお祭り等の伝統行事
- ・ 育成会や公民館活動

05 広報・情報発信

- ・ 市や地区などの情報を住民の皆さんにお知らせ

06 課題解決

- ・ 区内全体の困りごとを区長等を通じて行政に相談



いざという時のために助け合える関係をつくり、安心・安全な生活を送るため、**長野市は、お住まいの区や自治会へのご加入をお勧めしています。**

【区・自治会に関するお問い合わせ】

長野市地域・市民生活部地域活動支援課（長野市大字岩間町1618 長野市役所第一庁舎4階）

☎ 026-224-7615（直通）

✉ chiki@city.nagano.lg.jp

第1回 住民自治協議会に関する市民への周知WG 検討状況

開催日(次回予定)	第1回目 令和6年2月29日 (第2回目 6月7日)
会議内容	WGの取組の目的、現状、周知の必要性等について意見交換
主な意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 転入者や働く世代も含め住民は、住自協や住民自治のことをよく知らない。また、住自協を理解していない区長や市職員もいると思う。 ◆ 役員を経験して初めて住自協のことを知る人がほとんど。 ◆ 役員をやる前は大変さばかりの印象が強いが、やってよかったという声も聞かれる。 ◆ 住自協の活動はよく知られていないかもしれないが、区や自治会の活動にしっかり取り組まれている地区もある。 ◆ 知らなくても生活していけるとい人たちもいるが、まずは住自協を周知し、理解してもらう必要がある。 ◆ 住自協のPR資料等は市の立場からではなく、わかり易く住民目線で作成する(やさしく、おもしろく、深く表せないか)。
次回への主な課題・論点	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 住民自治協議会と協働で作成する「住民自治協議会をPRするための専用チラシの“たたき台”を市が作成し、協議 ◆ 専用チラシ以外の周知方法について検討

第2回 住民自治協議会に関する市民への周知WG 検討状況

開催日(次回予定)	第2回目 令和6年6月7日 (第3回目 期日未定)
会議内容	市からの“たたき台”を示して意見交換
主な意見の概要	<ul style="list-style-type: none">◆住民アンケートや地区訪問の際にも住自協が知られていないとの意見。認知度の低さが課題。◆誰に対してどのようなタイミングで、何を、誰が、誰に、どのような立場で周知していくのか。◆ストーリー立てて、漫画やドラマで周知するとわかりやすい。◆住自協を全く知らない人には、自分にとってどのくらい関係があるのか知ってもらう。◆区長や役員などには、マニュアル・テキストがあればよい。◆令和6年度の取り組みの方向性は、ストーリーを持った形(漫画)でチラシや冊子など検討する。
次回への主な課題・論点	◆取り組み内容の詳細を提示し、検討していく。

ワーキンググループ名	(2) 委員等推薦に関する事務WG その1
担当課	福祉政策課
依頼事務名	【必須事務02】民生委員・児童委員候補者の推薦
依頼事務の概要	推薦準備会を設置し、地区ごとに候補者を推薦するもの
主な課題・論点	<ul style="list-style-type: none">◆ 定年延長、適格者情報不足等から、地域においても候補者の推薦が困難となりつつある。◆ 現在、欠員となっているのは8地区9名であり、欠員地区は隣接地区民生委員が兼務(報酬は1地区分)している。◆ 現委員の平均年齢は68.3歳◆ 民生児童委員の業務が過重になりつつある。

委員等推薦に関する事務WG その1 市からの“たたき台”

現状	見直しの方向性 たたき台
<p>準備会を設置し、地区ごとに候補者を推薦</p> <div data-bbox="119 588 919 853" style="border: 1px solid blue; background-color: #4a86e8; color: white; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>要綱・運用基準等(市独自)の見直しを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員推薦準備会要綱における委員定数減 ・委員選任基準における年齢制限撤廃 ・活動の目安と考え方に関するQ&Aの作成 </div>	<p>現行どおり</p> <p>ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行制度の改善に向けた国への要望を継続する。 ・市独自の基準や活動の目安等を住民自治協議会や区長・自治会長とも共有し、候補者の推薦につなげる。 ・最近の国の動向等を踏まえた見直しを図る。

たたき台の課題

- ◆ 欠員が生じている地区への市としての支援のあり方
- ◆ 過重となりつつある民生児童委員の業務内容の見直し

ワーキンググループ名	(2) 委員等推薦に関する事務WG その2
担当課	人権男女共同参画課
依頼事務名	<p>【必須事務 03】 ①人権教育推進員の配置</p> <p>【関連 必須11】 ②人権教育・啓発活動の実施</p> <p>【個別・臨時01】 ③人権擁護委員の推薦</p>
依頼事務の概要	<p>① 人権教育推進員の配置 人権教育研修会等の開催に携わる「人権教育推進員」の配置</p> <p>② 人権教育・啓発活動の実施 住民自治協議会に人権教育・啓発活動の実施</p> <p>③ 人権擁護委員の推薦 任期満了者が出た場合の候補者の推薦</p>
主な課題・論点	<p>◆ 委員等の推薦は、定年延長、適格者情報不足等から、地域においても候補者の推薦が困難となりつつある。</p> <p>◆ 市は、地域に依頼することが業務になっている。</p>

委員等推薦に関する事務WG

その2 市からの“たたき台”

現状

見直しの方向性 たたき台

- ① 人権教育推進員の配置
住民自治協議会に「人権教育推進員」の配置を依頼
- ② 人権教育・啓発活動の実施
住民自治協議会に人権教育・啓発活動の実施を依頼
- ③ 人権擁護委員の推薦
住民自治協議会に候補者の推薦を依頼

- ① 住自協への依頼を廃止
・人権関係団体等と連携し研修講師の人材バンクを設置し、地区等からの人権研修企画などの相談に対して、市が助言・講師派遣による支援を行う。
- ② 事業実施方法の見直しの検討
・①のあり方に応じて検討
- ③ 候補者を市で選定
・適切な候補者が見つからない場合は地域に相談する。
(本件は住民自治協議会に説明済み)

たたき台の課題

- ◆ 今後とも人権施策に協力をお願いしたい。
- ◆ 市として人権擁護委員の候補者が選定できない場合に相談にのっていただきたい。

第1回 委員等推薦に関する事務WG 検討状況

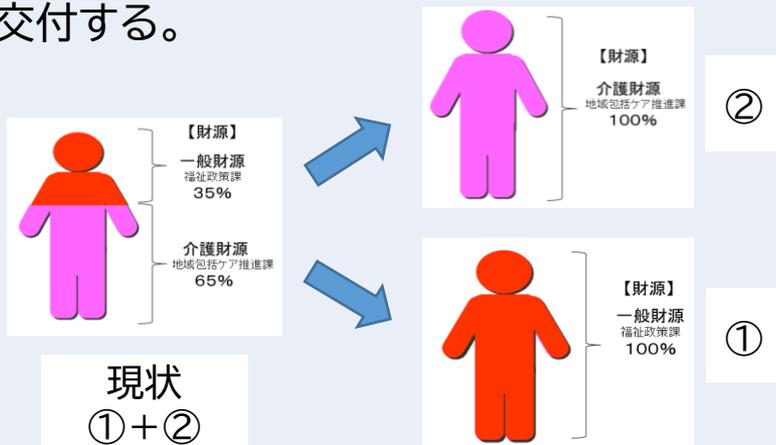
開催日(次回予定)	第1回目 令和6年5月29日 (第2回目 10月8日予定)
会議内容	市からの“たたき台”を示して意見交換
主な意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高齢化、人口減少及び定年延長により担い手がない。 ◆ 民生児童委員の業務は、無償(活動費)で行うものではなく、雇用して報酬とすべき。人材確保にも繋がる。県と共に国に要望が必要 ◆ 2人体制とすることや市職員との協力により、民生児童委員の負担軽減となる。 ◆ 人権教育推進員の配置等の見直し案は、概ね理解でき、負担軽減となる。 ◆ 人権擁護委員は、地区外の方でも可とすることで確保に繋がる。
次回への主な課題・論点	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 民生児童委員の活動費、業務の平準化、協力体制の整理及び福祉台帳のあり方検討 ◆ 人権教育・啓発活動の実施方法の整理、人権擁護委員の選定要件の検討

ワーキンググループ名	(3) 地域福祉ワーカー・生活支援コーディネーター業務WG
担当課	福祉政策課、地域包括ケア推進課
依頼事務名	地域福祉ワーカー・生活支援コーディネーター業務 (関連 選択13_地域福祉推進事業)
依頼事務の概要	<p>地域福祉ワーカーと兼務の生活支援コーディネーターを住民自治協議会が雇用し、地域福祉を推進する場合に市が補助金を交付するもの</p> <p>① 地域福祉ワーカー 805千円/年 長野市単独事業 地域の支えあい活動の創出・担い手の育成等</p> <p>② 生活支援コーディネーター 1,495千円/年、活動経費 200千円/年 介護保険事業 介護保険法に定める生活支援体制整備の推進</p>
主な課題・論点	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 現行の仕組みにおいては、上記の業務は住民自治協議会が主体となって責任を負うべき業務となる。 ◆ しかし、地域福祉の推進における専門性を含む業務は、行政が責任を持って実施すべき業務ではないか。

地域福祉ワーカー・生活支援コーディネーター業務WG 市からの“たたき台”

現状

- ①地域福祉ワーカー
- ②生活支援コーディネーターともに
住民自治協議会が雇用し、市が補助金を
交付する。



見直しの方向性 たたき台

- ②生活支援コーディネーター
高い専門性を必要とすることから、市が委託する
地域包括支援センターに配置する。
選択事務からは除外

- ①地域福祉ワーカー
業務に専門性を含むことから、市又は市社協の
雇用とし責任をもって推進することを基本方針
とする。
ただし、当面の間は住民自治協議会の意向によ
り、現状の補助金による雇用を継続することがで
きる。

たたき台の課題

- ◆ 委託先の地域包括支援センターで新たに生活支援コーディネーターを雇用する人材確保
と経費
- ◆ 地域福祉ワーカー業務と市社協が雇用し市が補助している「地域たすけあいコーディネ
ーター」及びブロックごとに7名を配置したいとする「コミュニティソーシャルワーカー」を含
めた全体最適のあり方・役割分担

第1回 地域福祉ワーカー・生活支援コーディネーター業務WG 検討状況

開催日(次回予定)	第1回目 令和6年5月20日 (第2回目 7月22日)
会議内容	市からの“たたき台”を示して意見交換
主な意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域福祉ワーカーは地域に必須の人材。専門性はあまり必要ない。 ◆ 専門性が求められる生活支援コーディネーターの業務は地区では難しく、機能していない。 ◆ 生活支援コーディネーターの業務は、地域福祉ワーカーから切り離すべき。 ◆ 地域福祉ワーカーの業務が32地区で違う。 ◆ 地域の福祉の活動、計画、人材、補助金も含めて検討が必要。 ◆ 財源内訳は市の都合ではないか。 ◆ 地域福祉ワーカーと地域たすけあい事業コーディネーターの雇用主が違うため待遇に差がある。 ◆ コミュニティソーシャルワーカーは必要か。
次回への主な課題・論点	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域福祉ワーカーの業務の把握と整理、最適化の提案 ◆ 地区地域福祉活動計画、福祉関係補助金のあり方検討→募金等WGへ情報共有

第2回 地域福祉ワーカー・生活支援コーディネーター業務WG 検討状況

開催日(次回予定)	第2回目 令和6年7月22日 (第3回目 期日未定)
会議内容	地域福祉ワーカー・生活支援コーディネーターの業務について意見交換
主な意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 生活支援コーディネーターの業務は、地域の課題ごとに応じた専門的なサービスの創出が難しく、そこまでできていない。 ◆ 生活支援コーディネーターが自治会に所属するのは本市ぐらい。地域包括支援センターなどに配置すればいい。 ◆ 地域福祉ワーカーから生活支援コーディネーターの業務を切り離した場合も補助の水準は維持すべき。 ◆ 地域福祉ワーカーの雇用に関する意見も半々(市か住自協か)、指揮命令系統の問題もあり、一律の方向性は難しい。 ◆ 市社協は、たすけあい事業コーディネーターの人事・労務管理ができているのか。たすけあい事業も地区の統合など積極的に見直しを。 ◆ たすけあい事業コーディネーター、生活支援コーディネーターなど福祉関係者を支所に置いてはどうか。
次回への主な課題・論点	◆ 地域福祉ワーカー等の雇用制度、仕組みについて整理

ワーキンググループ名	(4) 募金に関する事務・地域福祉支援のあり方WG
担当課	市社協(総務課、地域福祉課)、福祉政策課
依頼事務名	<p>【必須事務 19】 ① 日赤活動資金の取りまとめ</p> <p>【必須事務 20】 ② 共同募金の取りまとめ</p> <p>【関連 選択16】 ③ 福祉のまちづくりを進めるための実践事業</p>
依頼事務の概要	<p>① 日赤活動資金の取りまとめ 毎年5月を強調月間として支援者に日赤活動資金を取りまとめるもの</p> <p>② 共同募金の取りまとめ 毎年10月から共同募金の周知・取りまとめるもの</p> <p>③ 福祉のまちづくりを進めるための実践事業 共同募金等を原資として、市社協が補助制度を設け実施しているもの</p>
主な課題・論点	<p>◆ 募金は、各地区住民自治協議会も構成員である募金委員会等で実施しているものであり、市が行政の事務として依頼しているものではない。</p> <p>◆ 福祉のまちづくりを進めるための実践事業は、細かく要件・実施主体等が定められており、地域の自主性を発揮しにくいことに加え、申請・報告事務が煩雑であることから長年にわたり改善要望が出されている。</p>

募金に関する事務・地域福祉支援のあり方WG 市からの“たたき台”

現状	見直しの方向性 たたき台
<p>① 日赤活動資金の取りまとめ 毎年5月を強調月間として支援者に日赤活動資金を取りまとめるもの</p> <p>② 共同募金の取りまとめ 毎年10月から共同募金の周知・取りまとめるもの</p> <p>③ 福祉のまちづくりを進めるための実践事業 共同募金等を原資として、市社協が補助制度を設け実施しているもの</p>	<p>① 日赤活動資金 ② 共同募金の取りまとめは必須事務から除外し、募金委員会等で、募金の実施方法等について検討したい。</p> <p>③ 福祉のまちづくり実践事業は継続するが、市社協において、地域の自主性を尊重できる負担の少ない仕組みを検討し、住民自治協議会に回答する。</p>

たたき台の課題

- ◆ 負担の少ない募金の実施方法についての様々な手段
- ◆ 住民が実施する・しようとする福祉事業に対しての市・市社協としての支援のあり方

第1回 「募金に関する事務・地域福祉支援のあり方」WG 検討状況

開催日(次回予定)	第1回目 令和6年6月27日 (第2回目 9月2日開催予定)
会議内容	市からの“たたき台”を示して意見交換
主な意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 日赤活動資金と共同募金を一本化して、年1回にできないか。 ◆ 募金の目標額について、繁華街の小規模飲食店は集めるのが困難であるので、目標額の設定を緩和してほしい。 ◆ 募金を区費と一緒に集めるなど負担軽減を図るため、工夫を凝らす。ただし、任意性の担保が必要。 ◆ 募金が何に使われているか知らない住民が多い。福祉事業の取り組みの際に、共同募金を活用している旨のPRが必要。 ◆ 福祉のまちづくり実践事業助成金について、今のいきいき運営交付金とは別に、福祉の一括交付金のような形で交付できないか。
次回への主な課題・論点	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 福祉のまちづくり実践事業の改善点として、仮に助成金を一括交付金にした場合に考えられるメリット、デメリットを論議 ◆ 日赤活動資金と共同募金の募金方法等については、引き続き論議を重ねる。